

研究論文

政権交代とオンタリオ州教員協会のガバナンス改革 —教員の自律性促進か、政府の統制強化か?—

平田 淳*

The Change of Administration and its Influence on the Governance Reform of the Ontario College of Teachers: Increasing Teachers' Autonomy or Strengthening Governmental Control?

Jun HIRATA

【要約】OCTは、1994年にNDP政権下で「教員の専門職的自己規制団体」（いわば「教員自治」のための組織）として設置を提言された。しかし、1997年に前PC政権によって実際に制度化された際には、NDP政権下での想定とは異なり、教員への管理統制を強化する機能が多く見られることとなった。2003年に自由党政権に移り、「自己規制機関」としてのそもそもの機能を強化しようとしたが、現PC政権ではOCTは再び管理統制強化の道具となりつつある。それは、OCT理事会の構成や理事の選出方法がこれまでどのような変遷を辿って現行制度に行きついたのかを見ると、よくわかる。

【キーワード】オンタリオ州教員協会（OCT）、学習に関する王立委員会（RCL）、教員の専門職的自己規制団体、評議会、ガバナンス改革

はじめに

オンタリオ州では、2018年6月にダグ・フォード(Doug Ford)率いる進歩保守党(Progressive Conservative Party: PC)が政権与党となって以来、矢継ぎ早に教員関連改革が実施されている。2019年には教育費の削減や教員数減を実施するための政策を策定し、教員組合が抗議活動を行うなど政府と教員間の衝突は大きくなり(平田, 2020a), それはストライキにまで発展した(CBC, 2020)。さながら、1995年から2003年までの前PC政権(1995-2002年の州首相はマイク・ハリス(Mike Harris)であり、2002-2003年はアーニー・イブズ(Ernie Eves)が後継)のようである。その現PC政権が進めている教員改革における大きなアジェンダの1つは、「オンタリオ州教員協会(Ontario College of Teachers: OCT)」のガバナンス改革である。OCTは、オンタリオ州における公費運営学校(publicly-funded schools)の教員全員が会員登録することを義務付けられている組織であり、全ての会員の取得学位や教員免許、追加資格(Additional Qualifications: AQ)などのデータ管理に加えて、教員養成やAQコースの課程認定(accreditation)を行っている、政府からは一定程度の独立性を有する組織であるとされる(平田, 2020b)。

ところで、OCTのあり様を政権交代との関連で見えていくと、なかなか興味深い。最初にOCTの設置が提言されたのは新民主党(New Democratic Party: NDP)政権下の1994年であるが、実際に設置されたのは前PC政権下の1997年である。後述するが、そもそもNDPが構想していたOCTのあり様と前PC政権がOCTを通して実施した政策は、本質を異にすることが指摘されている。また2003年からの自由

*佐賀大学大学院学校教育学研究科

党 (Liberal Party) 政権は、前 PC 政権が設置した OCT に対する比較的大きな組織改革を行った¹。そして現 PC 政権は、再び大きな OCT 組織改革を実施している。つまり、ここ四半世紀のオンタリオ州の教育改革を見たとき、政権交代と共にそのあり様が変わっているのが OCT なのである。

そこで本稿では、政権交代とともに OCT がどのように変容して来たのか、主に OCT の統治機関である評議会 (Council) の組織的あり様を中心に検討することとする。それは、評議会が OCT の組織運営の中で中核に位置するからであり、ゆえに政権交代の度に改革対象となる OCT の諸側面の中でも必ず着手されてきたのが評議会改革であるからである。なお、OCT の組織と活動の概要、及び日本国内における OCT に関する先行研究については既に本誌前号掲載の拙稿 (平田, 2022) において検討しているため、本稿では割愛する。また、本稿はガバナンス改革における政策変容の検討を主眼としており、紙幅の関係上ある程度時期を限定する必要があるため、対象時期を主に OCT の根拠法である「1996 年オンタリオ州教員協会法 (the Ontario College of Teachers Act, 1996, S.O. 1996, CHAPTER 12)」(以下、「OCT 法」) が 2021 年 12 月に現 PC 政権によって改定される前までに限定する。2021 年 12 月の OCT 法改定以降の OCT のあり様については、別稿を期することとする。

1. OCT の設立背景

OCT 設立の契機は、NDP 政権下で設置された「学習に関する王立委員会 (Royal Commission on Learning: RCL)」が 1994 年に公表した報告書『学ぶことを好きになるために (*For the Love of Learning*)』(以下、「RCL 報告書」) である (平田, 2012)。これは 503 頁にも及ぶ大部の報告書であり、4 部 20 章から構成され、全部で 166 もの提言を行っている (RCL, 1994)。RCL 報告書において教員関連政策に直接触れているのが、第 3 部「教育者 (the Educators)」の第 12 章「教育者 (the Educators)」である。そこでは、教員に関わる改革事項を「セクション A 専門的事項 (Section A: Professional issues)」、「セクション B 教員養成 (Section B: Teacher Education)」、「セクション C 業績評価 (Section C: Evaluating performance)」、「セクション D リーダーシップ (Section D: Leadership)」の 4 つのセクションに分けて検討しているが、OCT に関してはセクション A で述べられている。そこでは、提言 58 として「委員会は、教職に関する専門職的自己規制団体としてのオンタリオ州教員協会の設置を提言する。当該協会の権限・義務・メンバーシップに関しては、法律で規定する。協会は専門職基準の決定や免許制度、教員養成プログラムの認可に関して責任を有する。専門的教育者が協会のメンバーシップの過半数を占めるべきであるが、コミュニティ一般からの相当程度の代表性も確保すべきである。」(RCL, 1994, p. 284) と勧告している。即ち、教員が自ら教職そのものの専門性開発に対して主体的であるためには、教員自らが学部レベルでの教員養成プログラムや免許取得後の資格取得プログラムなどを提供する機関に対する認可権限を有していなければならないということ、つまり教員が専門職たるためにはその意味で「自己規制的」でなければならないのであり、そのための組織として教員組合とは設置目的を異にする、つまり「教職に関する教員自治」を実現するための組織として、教員協会を創設する必要があること、「教職に関する教員自治」組織であるからメンバーシップの過半数は教員で占められなければならないこと、等を提案している (平田, 2022)。

上述の通り、RCL 報告書が出されたのは NDP 政権下であったが、翌 1995 年に政権を奪取した前 PC 政府は 1996 年に OCT 法を制定し、翌 1997 年に OCT が創設された。当時の PC 政府はいわゆる「新保守主義的」「新自由主義的」教育改革を実施しており、自由党に政権交代する 2003 年までの 2 期 8 年の

¹ (Sattler, 2012) は、OCT に限定せず NDP・前 PC・自由党政権それぞれの教育改革を本稿とは異なる視点から比較検討しているので、参照されたい。

間に州統一カリキュラムの策定や州統一テストの実施など教育内容に関する州の関与を強め、またそれまでは教育委員会が有していた学校税の徴収権を州政府に引き上げるなど財政の面でも州政府の権限を強化し、教育委員会数を1995年の129から2000年には72にまで統廃合した(平田・成島・坂本, 2003)。2001年には州統一教員資格試験(Ontario Teacher Qualifying Test: OTQT)、教員免許更新制(Professional Learning Program: PLP)(平田, 2012)、教員業績評価(Teacher Performance Appraisal: TPA)(平田, 2013)といった「教員への管理統制強化3点セット」ともいえる改革事項を矢継ぎ早に制度化した。つまり、左派政権であるNDP下で出されたRCL報告書によって創設が提言されたOCTではあるが、それが実現したのは右派のPC政権下であったということには、留意しておく必要があるだろう。

2. OCT評議会の概要

本稿では以下において、OCT法の規定に基づいて検討を進めていくが、OCT法は政権交代のたびに改定を繰り返しているため、ここでは次のように使い分けることとする。

- ・ 前PC政権時(1995年6月-2003年10月)のOCT法としては2002年改定(2002年9月3日-2004年12月15日)を参照し、これを「2002年法」と呼称する。
- ・ 自由党政権時(2003年10月-2018年6月)の同法として2017年改定(2017年11月14日-2018年5月7日)を参照し、これを「2017年法」と呼称する。
- ・ 現PC政権下(2018年6月-2022年)の同法として2021年改定(2021年2月1日-2021年10月18日)を参照し、これを「2021年法」と呼称する。
- ・ 「OCT法」と表記した場合は、上記いずれも同様の規定となっていることを意味する。
- ・ これら3つの改定法をまとめて呼称する場合、「3法」と呼称する。

まずOCT法2条は(1)において当該協会の名称をOCTとすること、(2)においてOCTが法人であること、(3)において本法及び規則によって特定されている場合を除いて会社法(Corporation Act)や会社情報法(Corporate Information Act)の適用は受けないこと、を規定している。2021年法では本条に(4)「協会は国王の代理人ではない」という規定が追加されている。その上でOCT法3条(1)はOCTの目的として、「教育専門職を規制し、その会員をガバナンスすること」、「OCTのメンバーシップのための資格を策定・設定し、維持すること」、「OCT資格登録のための証明書を発行し、更新し、修正し、一時停止し、取消し、無効にし、回復させること」、「OCT会員に適用される専門職基準・倫理規準を策定し、実施すること」、「OCT会員に対する苦情を受け、これを調査し、事態に対処するための懲戒や適性を処理すること」等、11の事項を列挙している(平田, 2022)。

OCTに対する教育相の権限としては、次のように規定されている。即ちOCT法12条は、州教育相が「協会の活動をレビューし、報告書や情報を提供するよう協会に求めること」や、「本法の趣旨を実行するのに必要あるいは助言的であると教育相が考えるとき、協会に如何なることを実施することも求めること」、「協会に規則の制定・改正・廃止を求めること」等が可能であり((1)、協会はそうした教育相からの求めに対しては、「教育相によって特定された時間内と方法で従うこと」、「そのことについて教育相に報告すること」((2)とされている。つまり、理念的には教員の専門職的自己規制組織として設置されたOCTではあるが、法的には州教育相にも大きな権限が付与されていることが分かる。

図1はOCT組織図である。評議会については、OCT法4条においてOCTのガバナンス機関及び理事会(board of directors)であり、OCTの事務を管理監督するものとして設置することとされている。評議

会に関して 3 法共通の規定としては、会議は少なくとも年に 4 回開催されること（8 条）、職員の中から登録官（Registrar）を 1 名、副登録官（deputy registrars）を 1 名以上任命すること、登録官は最高経営責任者（chief executive officer: CEO）を兼務すること、登録官か副登録官のうち 1 名のどちらかは英語とフランス語に堪能でなければならないこと（以上 9 条）が定められている。



図 1 OCT 組織図

出典：<https://www.oct.ca/about-the-college/what-we-do/organizational-chart>（2022 年 9 月 1 日採取）を基に、筆者作成。

表1に示す通り、3法を比較すると、評議会の構成及び選任方法については、政権交代に伴って変化していることがわかる。即ち、2002年法においてはOCT会員である教員により教員の中から選出された委員（以下、「教員選出委員」）が17名、「副総督の承認を得た内閣（Lieutenant Governor in Council）」（以下、「政府」）²により教員以外から任命された委員（以下、「政府任命委員」）が14名の計31名であったが、2017年法では教員選出委員が23名と6名増え、政府任命委員は14名のまま、計37名と教員選出委員の割合が増えた。これが2021年法では、評議会が会員である教員から9名を任命し（以下、「教員委員」）（ガバナンス改革後最初の任命は移行指導監（後述）による）、政府が非会員から9名を任命する（以下、「非教員委員」）こととなり、合計18名の委員から構成されることとなった。教員が選挙によって自らを代表する委員を選出できなくなったということが、前2法と比べて2021年法の最大の特徴であると言えよう。

表1 OCT評議会委員の選出方法と構成の変遷

前PC政権（OCT発足時）	自由党政権 （2006年OCT法改定後）	現PC政権 （2021年2月OCT法改定後）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員選出委員 17名 ・ 政府任命委員 14名 ・ 合計 31名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員選出委員 23名 ・ 政府任命委員 14名 ・ 合計 37名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員委員 9名 ・ 非教員委員 9名 ・ 合計 18名

OCTは2021年2月から2022年1月までガバナンス改革の移行期間とされていたため、2021年3月から4月にかけて実施される予定であった第9期評議会委員選挙は中止され、移行期間が終了するまで評議会が担ってきた役割は政府任命の移行指導監（Transition Supervisory Officer）が代行していた³。これは2021年法66条(2)(a)において、「移行指導監は、評議会や廃止される前に本法に基づいて役員会が有していた職務と権限を持つものとする」と規定されていたことによる。

3. 前PC政権から自由党政権への移行と評議会の組織変容

OCT法は1996年に制定されて以来幾度となく改定されているが、OCTの設置目的を規定している3条(1)は変わっていない。そしてそれら設置目的だけを見ると、1998年当時のOCT実践標準局（Department of Standards of Practice）局長であったリンダ・グラント（Linda Grant）が言うように、ある職業が専門職となるのはそれ自体が自らを規制する責任を有する場合であり、その場合自己規制の機関がその専門職に有能さのレベルを決定し維持するための責任を与えるために設立されなければならない、OCTはまさにこれに該当する、ということになるだろう（Grant, 1998）。またグラントは、OCT法により政府はいくつかの鍵となる領域の意思決定に関する権限を自ら剥ぎ取り、OCTに移管することになる、とも述べていることから、政府から独立した形で教員関連政策を立案・実施することができるとしている。しかし、上述した教員資格試験（OTQT）や教員免許更新制（PLP）の制度化は政治主導で行われており（Glassford, 2005; 平田, 2013）、専門職としての教員の意思を集約する形で立法化されたわけではない。ただし、これらの実施に際してはOCTが前面に出ていた。つまり、グラスフォード（Glassford, 2005; 平田, 2012）が指摘するように、前PC政権下でのOCTは教員の専門職的自己規制機関というよりは、それを表に出しつつも、実は政治の思惑で決定される教員関連政策の隠れ蓑として機能していたとも解釈できよう。

² 簡単に言えば州政府のことを意味する。詳しくは（平田, 2020c, xvi頁）を参照されたい。

³ 移行指導監は、当時の前州副司法長官（当時）のポール・ボニフェロ（Paul Boniferro）が務めた。

また、グラスフォード (Glassford, 2005) は、前 PC 政権による OCT 設立の理由として、教員による自己規制的組織の創設の必要性よりもむしろ教育予算の削減を指摘している。すなわち、前 PC 政権にとって OCT という独立した機関を設ける利点の一つは、記録文書等の維持管理や内部懲戒手続きなどにかかる業務が OCT に移管されることが挙げられる。OCT は会員の会費で運営されているため、上述のような事務処理のためにこれまで州教育省が公費から拠出していた費用を会員自身、つまり教員自身が負担することになり、それによって政府支出を削減することができたということである。

さらに、RCL (1994) は報告書の中で、このような教員協会の先例として 1988 年設立のブリティッシュ・コロンビア (以下「BC」) 州教員協会 (BC College of Teachers: BCCT) を挙げている。BCCT 評議会委員は会員互選による委員が 15-20 名であるのに対し、副総督 (Lieutenant Governor) の任命が 2 名、州教育相任命が 2 名、BC 州内の教育学部長からの任命が 1 名となっていた。つまり、非政府系委員が 16-21 名であるのに対し政府系委員は 4 名と、政府の影響より教員の影響を重視した構成となっていた⁴。他方で、OCT はオンタリオ州教育省 (the Ontario Ministry of Education: OME) から独立した機関 (an arm's length agency) と説明はされるが、上述の通り発足当初は OCT を運営する評議会のうち教員選出委員が 17 名であったのに対し、政府任命委員は 14 名と、数の上では拮抗していたため、その政府からの独立性に疑問が提示されていた (Glassford, 2005)。これは、RCL がモデルとして言及した BCCT よりも、現場教員の声を持つ影響力は相対的に低くなることになる。むしろ、BCCT に関しては、評議会委員の圧倒的過半数が教員の互選によって選ばれるという点で教員組合との結びつきが強くなることが懸念されていた (RCL, 1994) ことが、OCT 評議会委員の構成にも反映されていたと考えることもできる。

これら諸点から言えることは、前 PC 政権下での OCT は、表面上は RCL 報告書に則って設立されたかのように見えるが、その本質とは異なる形で運営されていた可能性があるということである。そして、前 PC 政権が教員への管理統制を強化する政策を次々と実施していく (Levin, 2008) 中、OCT が OTQT や PLP の実施に深く関わっていた (平田, 2013) ことに鑑みても、当時の OCT は教員への管理強化の象徴的存在であったと見ることもできよう。

2003 年の自由党への政権移行後、ジェラード・ケネディ (Gerard Kennedy) 教育相 (当時) は早速 OCT の改革にとりかかった。自由党政府の OCT に対する見解は、OCT の前提自体は損なわれていないというものであった。すなわち、教員の専門職的自己規制組織としての OCT の位置づけは重視していた。しかし、前 PC 政権による教育改革は OCT の有益な目標を貧弱な実施により害した、と判断していた。つまり、OCT は存続させるが、運営上いくつかの修正を行なうことを明言したのである。そのうえでケネディ教育相は、いくつかの修正点を示した。本稿の目的に照らすと、次の 2 点が興味深い。第一に、OCT に対する教員からの信用回復である。すなわち、OCT は一般からは懲罰報告機関として受け取られており、特に教員にとっては、OTQT や PLP を通した制裁に焦点を当てた対抗関係にある存在であって、教員の動機づけを損なうものとなっているとの認識を示した。その根拠として、OCT 評議会委員選挙における投票率の低さを挙げている。1997 年に行われた第 1 回選挙では 32% であった投票率が、2003 年の第 3 回選挙では 4.4% まで落ちていた。ケネディ教育相は、こういった教員の関心の低さの一因として評議員の構成を挙げている。即ち、教員にとって OCT とはサポートしてくれる存在ではなく、罰則をち

⁴バンクーバーの地元紙「バンクーバー・サン (Vancouver Sun)」によると (Steffenhagen, 2012; 森本, 2019), BCCT は 2012 年に廃止され、その機能は政府内に新たに設置された「BC 教員評議会 (BC Teachers' Council)」に引き継がれた。報道時点での同評議会は、5 名の教員選出委員、3 名の BC 州教員組合 (British Columbia Teachers' Federation: BCTF) 任命委員、7 名のパートナーグループ (教育委員, 教育長, 校長, 保護者, 教育学部長, 私立学校及びファーストネーションズなど) 選任委員の計 15 名で構成されている。

らつかせながら管理を強化していく存在であり、その構成からみてもそこでは教員の意思が反映されることは難しいため投票率が低い、というロジックである。そこでケネディ教育相は、評議会に関して、現職教員が明確な過半数を占めるような構成に再編し、教員の動機づけを高める必要があることを指摘している (Kennedy, 2004)。但し、評議会委員選挙の投票率は第4期 (2006年実施) 以降も低迷しており、2018年の第8期まで6%を超えたことはないという事実は、公平性を担保するためにもここで言及しておく必要はあろう⁵。

ケネディによる指摘の第二の注目点は、OCTの脱政治化である。すなわち、評議会はその構成のため、実質的には政府任命委員と教員組合による教員選出委員に二分化しているということである。そして両当事者が積極的に影響力を行使しようとする、公益を支持する独立機関としての存在という、OCTのそもそもの理念を損なうことになることを指摘する。政府任命委員については、前PC政権下で2003年3月に制定された「オンタリオ州規則 345/96 評議会への任命 (Ontario Regulation 345/96 Appointments to Council)」(以下「評議会任命規則」) 1条(1)において、「政府は公共の利益と教育コミュニティの利益を代表することができる者と政府が考える者」を任命委員として任命すると明記されていた。自由党政権はこの規定を維持し、そのうえでケネディは、政府は適切に構成されたOCTに介入すべきではなく、むしろ完全に有資格の第三者として適格なマイノリティの委員への任命を主として行うべきであり、それがOCTの公的性格とマイノリティ教員 (ここでは管理職や指導監 (supervisory officers)、私立学校教員を想定) の利益の代表という双方を満たすことになることを主張した。つまり、政府任命委員が政府の代弁者となることは避けるべきだということである。他方で、教員組合の利益が一般の利益と必ずしも一致しない場合もあることも指摘し、組合による選挙キャンペーンもなくすべきであり、また立候補者は教員組合の現役役員であってはならないことなどを主張している。そうすることによって、政府からも組合からも独立した、しかし両者との連携は密にとり得る教員の自治組織としてOCTを確立していくことの重要性を示唆していたのである (Kennedy, 2004)。

こういった認識の下で自由党政府は、評議会委員の構成の改革を行った。即ち、2006年にOCT法改定を行い、評議会の委員数を政府任命委員は変わらず14名のままとしつつ、教員選出委員は23名と6名増加させ、教員自治組織としての性質が以前より明確となった。

4. 現PC政権のOCT改革における評議会の組織変容

(1) OCTガバナンス調査報告書

上述の通り、OCTは2021年2月から1年間をガバナンス改革の移行期間と設定していたが、その端緒は現PC政権成立直後であったと考えられる。即ち、OCTは、2018年に評議会下に設置された常設の「ガバナンス委員会 (Governance Committee)」からの要望で、そのガバナンス構造に関する独立調査を「ガバナンス・ソリューションズ社 (Governance Solutions Inc.: GSI)」に委託した。その報告書『オンタリオ州教員協会ガバナンス・レビュー報告書 (Ontario College of Teachers Governance Review Report)』(以下、「GSI報告書」) では、37項目の勧告が提示された⁶。OCTの2017年版年次報告書 (OCT, 2017) で

⁵ 第4期から第8期までは、それぞれ以下のURLより採取 (2022年5月5日)。

第4期 (2006) :

https://professionallyspeaking.oct.ca/publications/professionally_speaking/december_2006/go_election_results.asp

第5期 (2009) : https://reports.oct.ca/2009/en/comm_election.html

第6期 (2012) : https://www.oct.ca/-/media/PDF/Annual%20Reports/2012%20Annual%20Report_EN_WEB.PDF

第7期 (2015) : <https://professionallyspeaking.oct.ca/2015-06/2015-06-Governing-Ourselves-1-PS.asp>

第8期 (2018) : <https://professionallyspeaking.oct.ca/2018-06/2018-06-Governing-Ourselves-1-PS.asp>

⁶ <https://www.oct.ca/about-the-college/what-we-do/college-history> (2021年10月17日採取)。

は、OCT ガバナンス改革については全く触れられていないが、2018年版年次報告書（OCT, 2018）になってその必要性が言及されるようになってきている。PC が政権与党となったのが2018年6月であることから、OCT ガバナンス改革は現PC政権が持ち込んだアジェンダであることがわかる。しかも当該報告書は2018年11月26日付で公表されており、それは5か月余りの短期間でまとめられたということの意味する。また調査を実施し報告書をまとめたのは専門家を集めたいわゆる有識者会議や第三者会議ではなく、GSI という民間の営利企業であり、GSI にとって調査を依頼した OCT あるいは政府は顧客であるということは留意しておく必要がある。

GSI 報告書（GSI, 2018）は全143頁であり、冒頭に要旨（Executive Summary）と37の勧告及びその理由が提示され（以上21頁）、それ以下は調査結果が示されている。GSI による OCT 評価結果を簡潔に示すと、次の3点に集約される。即ち、①「OCT の規制的ガバナンス・プロセスは非常に効果的である」、②「OCT の規制的ガバナンスの成果は非常に弱い」、③「OCT のコーポレート・ガバナンスのプロセスと成果は効果的ではない」（p. 7）ということである。①については、教員養成プログラムの認可や専門職基準・倫理基準の設定など、OCT 会員や教職のための方向性を示すような「上方規制的ガバナンス（upstream regulatory governance）」と、教員の不服申立て調査や懲戒、適性判定など、教員を監視し、評価し、アカウントビリティを果たさせるといったような「下方規制的ガバナンス（downstream regulatory governance）」の双方において、OCT は強力かつ効果的であると評価する。一見好意的であるが、それはすぐに2点目で覆る。即ち、②において、「規制的組織が子どもを守っているという信頼を得ることのできる方法の1つは、子どもにとっての害悪の削減を直接的に測定すること」と前提した上で、「不服申立てへのより良いアクセスというのは、子どもを守ることになるのだろうか?」、「より高度な専門職基準や追加資格やより良い昇任が、子どもを守ることになるのだろうか?」（p. 8）と、①で好意的に評価したはずの諸点が、実は子どもを守るという究極的目的に適っていないのではないかと、疑問を呈する。そしてその原因として、③では「規制的ガバナンスが OCT 及びその委員会において非常に支配的であるが故に、コーポレート・ガバナンスにはほとんど注意が払われておらず、しかもコーポレート・ガバナンスのプロセスが極めて政治化されている」（p. 9）ということを指摘している。即ち、教員選出委員は選挙に際しては集票活動に励み、また投票率が低いこと⁷と議席を得る地域があらかじめ指定されていることによって政治化がより進んでいること、そのため教員選出委員は一握りの数の票で、能力やリーダーシップではなくコネと投票記録によって選出されている、と批判している。また、評議会や委員会において教員選出委員が過半数を占めるという構造的要件のため、OCT のガバナンスはより政治化されている、とも指摘している。つまり、OCT はもはや自己規制的組織ではなく自己防衛的組織になってしまっており、その目的が本来の「子どもを守る」ことではなく「教員を代表し、守る」ことに歪められてしまっている、と結論付けているのである。その上で、OCT を本来のあるべき姿に戻すために37の勧告を実現することが必要であるとしている。37の勧告は改革優先度の高い順で示されており、1番目が評議会委員数の削減、2番目が教員代表の委員を投票ベースの公選制から能力ベースの任命制に変更することとされている。37すべての勧告について検討することは紙幅の関係上できないので、ここでは本稿の目的と合致する1・2番目の勧告のみ見ていくこととする。

1つ目の勧告は、「評議会の構成を、教員委員7名、教員外委員7名、計14名とする」（GSI, 2018, p. 11）ことである。その理由は、委員数が多すぎると議論がしづらく、複雑な問題に建設的対話を通して

⁷ GSI 報告書は、投票率が低いということは固定支持層を持った候補者が強いということになり、それが政治化を促進しているとして選挙での選出を批判しているが、「投票率が低いから選挙をしても意味がない」と低投票率を選挙廃止の直接的根拠にしているわけではない。

対処するのが困難になる，ということである。また教員と教員以外の委員を同数としたのは，専門職における自己規制的意見を維持しつつそれが不当な支配にならないようにバランスを取ったものであり，教職の保護が子どもの保護を曖昧なものにしてしまい得る代表モデルからの離反を意味する，と説明している。委員の人数に関しては，報告書によれば最適規模は7名であるが，カナダでの平均規模は11名ということである。「カナダでの平均」が何を基に算出されたのかは定かでは無いし，そもそも最適な代表者数というのは母集団の規模によって異なるであろうため，全ての機関の運営組織に同数の最適サイズを当てはめるということに論理的に無理はないのか，疑問は呈されよう。また，教員が委員の過半数を占めないということについては，教員以外の意見も取り入れるのは「ガバメントからガバナンスへ」（大山，2010，2頁）という観点からも重要ではあろうが，OCTの創設を提言したRCL報告書の趣旨とは異なり，教員の専門職的自己規制組織として，教員を代表する組織としての意味合いは減じられることになる。報告書はそれを指して「代表モデルからの離反」と表現しているのであろう。しかし，教員を代表する組織が子どもの教育より自らの保身を重要視しているという主張に，説得的な根拠は示されていない。

2つ目の勧告は，「評議会委員は，健全かつ透明なプロセスに従って，資格のある申請者の候補の中から選考する」（GSI, 2018, p. 11）ということである。そこでは，選挙での選出を否定し，「ガバナンス指名委員会（Governance & Nominating Committee: GNC）」が申請者を評議会委員の最適なプロフィールとしての能力と属性を有するかについて入念に審査し，選出することになっている。それは，選任プロセスの選挙ベースから能力ベースへの移行であり，委員会やガバナンスの経験・リーダーシップ等の専門性が中心的選考基準とされる。教員メンバーはGNCの推薦に基づき評議会が任命し，教員外の委員はGNCの推薦を受けて政府が任命することとされている。しかし，GSI報告書からは，公選制を否定する確定的なデータは読み取れない。むしろ報告書の調査結果では，教員選出委員・政府任命委員を問わず効果的なガバナンスのための情報提供や研修の必要性の声が多く見られる。

（2） 現PC政権による評議会改革

前PC政権下及び自由党政権下双方において，評議会委員は教員選出委員が過半数を占めていた。それは，RCL報告書で主張されていたことと一致する。しかし現PC政権下の2021年法では，この教員選出という選任方式が廃止された。即ち，評議会が会員である教員から9名を任命し，政府が非会員から9名を任命することとなり，合計18名すべてが任命により選任されることになったのである。つまり，評議会委員は，その選任方法において完全任命制になり，委員の教員代表性が後退したということである。また委員構成においても，教員委員の割合が約62%から50%に低減した。

18名の評議会委員のうち評議会任命の教員委員9名の選考は，2021年法15条2に基づいて「選考指名小委員会（Selection and Nominating Subcommittee）」においてなされる。教員委員には教員自ら申請することができるが，その資格は，「オンタリオ州規則563/21 総則（Ontario Regulation 563/21 General）」（以下，「総則」）3条(1)に「会費を払っているOCT会員であること」，「オンタリオ州の住民であること」など6項目の適格事由が列挙されている。そして2021年法15条2.4(a)では，「選考指名小委員会は，教員委員として申請してきた申請者をレビュー・評価し，評議会委員に任命し得る候補者リストを作成する」と規定し，2021年法4条(2)(a)ではこのリストに基づいて評議会が教員委員を任命することになっている。但し移行期間終了後最初の教員委員については，2021年法66条(5)(a)に基づき移行指導監によって任命されることとされている。つまり移行期間後に最初に組織される評議会は政府が任命する非教員委員が9名，政府に任命された移行指導監（2021年法65条(1)）が任命する教員委員9名の計

18名で構成されることになり、いずれの委員にせよ政府色が色濃く反映される可能性が高い。

政府が任命する非教員委員については、現 PC 政権への政権交代後の 2021 年 8 月に上述の「評議会任命規則」に代わって制定された「オンタリオ州規則 345/96 任命 (Ontario Regulation 345/96 Appointments)」(以下、「任命規則」) 2 条(1)において、「非教員委員は政府が公共の利益や教育コミュニティの利益を代表することができると思われる者を任命する」とあり、これは以前の評議会規則における政府任命委員選考の際の原則と同様の規定となっている。そして 4 条(2)において、(1)に関連して委員を任命する際は、2021 年法 4 条(2)(b)に基づいて選考指名小委員会が作成する候補者リストを考慮するというようになっており、2021 年法 15 条 2.(4)(b)は教員委員同様、選考指名小委員会が申請者をレビュー・評価した上で候補者リストを作成し、任命規則 2.(2)で政府は非教員委員の任命に際してこのリストを考慮することができる」と規定されている。

評議会委員候補者リストを作成する選考指名小委員会の委員構成に関しては、2021 年法 15 条 2.(2)は、選考指名小委員会は規則と一致する形で評議会によって任命された評議会委員から構成される、としている。その上で総則 8 条は、選考指名小委員会委員は当該委員会によって作成された候補者リストの中から任命されるものであり、評議会の教員委員 2 名及び非教員委員 3 名を含むものと規定しており、後者が 1 名多い。但し、2021 年法 66 条(2)(b)及び「オンタリオ州規則 564/21 移行事項と移行指導監の職務 (Ontario Regulation 564/21 Transitional Matters and Duties of Transition Supervisory Officer)」(以下「移行指導監規則」) 2 条(1)により、移行期間中は小委員会委員長・副委員長・委員は移行指導監によって任命されることとされており、選考指名小委員会はこれに含まれる。よって選考指名小委員会委員も、移行期間中は移行指導監によって任命されることになる。つまり、移行指導監は政府が任命するものであり、ガバナンス移行期間中の選考指名小委員会委員は移行指導監によって任命される。また、移行期間終了後の最初の評議会の教員委員は上述の通り移行指導監が任命することになっており、それ以降の選考指名小委員会の教員委員 2 名は評議会によって任命され、そうした構成の選考指名小委員会が次期委員の候補者リストを作成するということになる。加えて、教員委員任命主体が何であろうとも、結局は政府任命の非教員委員が 3 名と選考指名小委員会の過半数を占めることとなる。つまり、上述した移行期間後の最初の評議会委員任命と同様、評議会による任命であろうと移行指導監による任命であろうと、非教員委員と併せて選考指名小委員会委員は結局は政府が任命するのとほぼ同義ということになる。

5. 考察—現行 OCT 評議会改革がもたらすもの—

以上、NDP 政権下で出された 1994 年の RCL 報告書から 1995 年—2003 年の前 PC 政権、2003 年—2018 年の自由党政権、そして 2018 年から現在までの現 PC 政権と、政権交代による OCT の変容を、評議会委員のあり様に注目して検討してきた。その上で現 PC 政権による OCT ガバナンス改革の問題点は、次の 3 点にまとめることができるだろう。

第一に、全体としての委員数の半減である。会員数の比率で見ると、2002 年時点での OCT 会員数が 18 万 6,676 名 (OCT, 2002) であり、教員選出委員 17 名の割合は約 1 万 980 名に 1 名であり、委員 31 名全体で見ると約 6,021 名に 1 名ということになる。2017 年時点では会員数は 23 万 5,705 名 (OCT, 2017) で、教員選出委員 23 名で 1 万 248 名に 1 名、委員 37 名全体で 6,370 名に 1 名、2020 年時点で会員数 23 万 2,164 名 (OCT, 2020) で、OCT 任命教員委員 9 名は 2 万 5,796 名に 1 名、委員 18 名全体で 1 万 2,898 名に 1 名ということになっている。つまり、前 PC 政権・自由党政権時に比べると、教員委員 1 名あたりの会員数が 4 倍、全体として 1 名当たり 2 倍の数の会員を代表することになっている。それは、それだけ会員の意見を反映させることが困難になるということである。巷間よく「政治家の数が多すぎ

る」と言われることがある。その主な理由は、その分の経費があるのなら他により有効な使い道があるはずだということだろうが、それは必ずしも当を得た批判ではない。なぜなら、代表者の数が減るということはそれだけ1名の代表者が代弁すべき有権者数が多くなるということであり、それだけ多様な声を代弁することが困難になることを意味するからである。OCTについても、同じことが言えよう。

具体的に言うと、次のようなことである。2021年8月6日に廃止となった評議会教員選出委員選挙について定めた「オンタリオ州規則 293/00 評議会委員選挙 (Ontario Regulation 293/00 Election of Council Members)」(以下、「選挙規則」)では、23名の委員の「議席 (position)」について、6条で「12の地域議席 (regional positions) と11のその他の議席」が設定されていた。地域議席については、選挙規則別表1 (Table 1)においてオンタリオ州が6地区に分けられており、1地区につき2つの議席が割り振られていた。当該地区に居住する会員は、その2議席について投票を行うこととされていた(7条(1))。11のその他の議席については、選挙規則別表2において、言語・宗派・学校段階により英語系公立(無宗派)小学校、英語系公立中等学校、英語系カトリック小学校、英語系カトリック中等学校、フランス語系カトリック小学校、フランス語系カトリック中等学校、フランス語系公立小・中等学校に1議席ずつ計7議席が割り振られていた。OCTの機関誌『*Professionally Speaking*』2020年9月号(OCT, 2020b)では、これを「制度議席 (system positions)」と呼称している。会員は上記7議席の学校区分のうち自分が勤める学校の区分に割り振られた1議席について投票することになっていた(7条(2))。つまり、英語系公立小学校に勤める会員は、英語系公立小学校に割り振られた議席について投票するということである。残り4議席は「職域議席 (category positions)」と呼称されており(OCT, 2020b)、選挙規則別表3に記載されている「校長・教頭 (principal/vice-principal)」、「指導監」、「私立学校 (Private Schools)」、「教員養成課程教員 (Faculty of Education)」という4つの職域に1議席ずつ割り振られていた(7条(3))。別表3に記載されていたこれら職域議席のうち、「校長・教頭」議席に立候補・投票できるのは校長あるいは教頭であり、「指導監」議席に立候補・投票できるのは指導監のみ、「私立学校」議席に立候補・投票できるのは私立学校に勤める会員のみであった。制度議席で投票資格があるのは教員であって、校長・教頭は当該学校に勤めていたとしても職域議席への投票資格があるため、制度議席での投票資格はなかった。「教員養成課程教員」議席とは、OCTによって課程認定を受けたプログラムを提供している中等後教育機関の教員養成課程に職を持つテニユア取得済みあるいはテニユア・トラックにある教員のみが立候補・投票できる議席である。つまり、投票者であるOCT会員は、それぞれ自分が居住する地域議席に2名、自分が働いている制度及び職域に応じて制度議席か職域議席に1名、計3名分の議席について投票することができた。それは、自分の地域の代表と職場の代表双方を選ぶことができるということであり、選出された委員は議席によって地域を代表する者や職場を代表する者となる、ということである。このように地域・学校種・職域に応じた選挙区を設定することができたのは、教員選出委員が23名いたからこそであり、複数の立場から委員が教員を代表することができたのである。これが9名になった場合、同様に幅広く教員の声を代弁することは難しくなることが予想される。

第二に、教員委員の割合について、前PC政権が約55%、自由党政権下で約62%といずれも過半数であったのに対し、2021年法では50%まで減少していることである。RCL報告書(RCL, 1994)は「第3部 教育者」「第12章 セクションA 専門的事項」の「勧告58 (Recommendation 58)」で、「メンバーシップの相当程度は非教員に向けられるべきではあるが、過半数は教員が占めるべき」(p. 284)と勧告している。それは、やはりOCTが教員の代表から構成される専門職的自己規制組織として想定されていたからであるが、ここでもその特質が変容しつつあると言えよう。評議会における教員の影響力低下、少なくとも以前と比べると教員の意見を反映しにくくなる可能性がある。

第三に、評議会における教員選出委員の廃止による委員の全面任命化である。これは教員委員の割合低下と相まって、「教員の代表としての性質」が後退せざるを得ないということの意味する。GSI 報告書 (GSI, 2018) は、「選挙ベースから能力ベースへ」と謳っているが、そこには会員は有能な委員を選出できないという暗黙の想定、つまり教員不信が根底にあるように思われる。また、評議会委員として必要な能力とは何かについても多様な意見が存在しよう。全面任命化は、その多様性を後退させる可能性がある。更には、GSI 報告書が主張するように組織のガバナンス能力は確かに重要ではあるが、ガバナンス能力の構成要素およびその要素を具備しているかどうかの判断についても、多様な基準があろう。委員を選出する主体を会員である教員全体からほぼ政府によって任命される数名で構成される選考指名小委員会に移転させることは、多様な視野から委員を選出することを困難にする。何よりも、OCT が民主的組織運営を標榜するのであれば、有権者に対する代表性の確保は最優先課題である。GSI 報告書では、「これは会員による選挙とは異なるアプローチではあるが、民主的プロセスである。相応しい能力を求めることは非民主的なことではない」(GSI, 2018, p. 12) とわざわざ強調しているが、「相応しい能力を求めること」が「非民主的」と言っているのではなく、「会員による選挙を廃止したことが非民主的なのではないか」という疑問が生じるということであり、その疑問への回答には全くなっていない。何より、選挙での選出が有能な委員の就任の妨げになる、と言っているようなものである。そう考えると、OCT 創設と教員選出委員制度及び任命委員制度のそもそもの意図と意義を再検討する必要がある。

公選という制度は、言うまでもなく「教員が教員の代表を選ぶ、教員こそが教員の声を代弁できる」という代表制民主主義の原理に拠るものである。その意味では、公選制が廃止されすべての委員が任命制になったということは、民主主義原理の後退を意味すると言わざるを得ない。確かに半数は評議会による任命であり、必ずしも政府が直接選考するわけではないが、上述の通りガバナンス改革移行期が終わった後の最初の教員委員は移行指導監によって任命されることとなっており、移行指導監は政府が任命することとされている。つまり、政府が委員を任命するにほぼ等しい。政府と教員を取り立てて二項対立的に捉える必要はないし、同じ方向性の改革を両者が同時に希求する場合もあろう。また「教員」と一口に言っても、全ての教員が同じ方向を向いているわけでもないだろう。しかし、もし政府が教員の多数が反対するような改革を実施しようとした場合に OCT に教員選出委員がいなくなると、OCT には教員を代弁する委員がいなくなる。それで果たして教員の専門職的「自己規制団体」と言えるのだろうか。

また GSI 報告書 (GSI, 2018) においては、教員選出委員を廃止し、任命委員に一本化することによって「脱政治化」を図るべきことが提案されており、現 PC 政権はそれを制度化したことになる。他方で、自由党政権初期に教育相を務めたケネディ (Kennedy, 2004) は、政府の OCT への関与を任命委員の選任に限定し、他方で委員立候補者は教員組合の現役役員であってはならないなど、組合とも一定の距離を保つべきことを主張し、これらによって OCT の「脱政治化」を図り、政府からも組合からも独立した、しかし両者との連携は密にとり得る教員の専門職的自己規制団体として OCT を確立していくことの重要性を示唆していた。現 PC 政権が OCT を教員から引き離し、政府と一体化させることによって「脱政治化」しようとしているのに鑑みると、両者の「脱政治化」のための手法の違いは極めて明白である。そして、どちらが本質的に「脱政治化」に通じるのかも、極めて明白であろう。

前 PC 政権では教員に対する管理統制を強化するような施策が次々と実施され、教員 (組合) が反発しストライキを起こすこともあった (平田・成島・坂本, 2003)。また、あからさまな教員組合批判もあった (Levin, 2008)。他方で、自由党政権は教員の専門性を尊重し、言わば「自律協働型改革」を進めた (平田, 2012) ため、教員組合が自由党を支援していたこともあり、基本的に教員との関係は良好なも

のであった。唯一の例外は、2011年の州議会選挙で自由党は比較第一党の地位は死守したが単独過半数は逃したため、政策実現のためには野党第一党のPCにも一定程度歩み寄る必要が生じたことである。自由党政府は2012年に教員の昇給の凍結や労働基本権の一部制約などを含んだ立法を検討したことがあり、その時教員は大いに反発し、結果的に当該立法は頓挫した(平田, 2013)。その後州首相がダルトン・マギンティ(Dalton MaCguinty)から同じく自由党のキャスリーン・ウィン(Kathleen Wynne)に代わったこともあり、事態は沈静化していった。つまり、前PC政権が行ったような教員に対する管理統制強化策は、結果として自由党政府で実現することはなかった。その後2018年に政権を奪取したPCのフォード州首相は、自由党政権の教育政策を大きく転換させ、教員組合のストライキにまで発展するような急進的な教員政策の改革を行っている。そうした改革の流れの中に今回のOCTガバナンス改革を位置づけたとき、公選の教員選出委員制度を廃止し、全ての委員を政府あるいは政府の影響下にあるOCT評議会の任命制としたことは、政府の影響力を強化し、教員(組合)を政策形成過程から排除するための方策ではないのか、それはそもそもの任命制導入の理念に反するのではないかと解釈するのも、あながちうがった見方とは言えないだろう。

つまり、これら考察から現PC政権によるOCTガバナンス改革がもたらすであろうことを簡潔に述べるならば、そもそもOCT設立を提起したRCL報告書が重視していた「教員の専門職的自己規制団体」、いわば「教員の自治組織」としての性質が失われ、あるいは少なくとも大きく後退し、政府のOCTへのコントロール、引いては教員への管理統制が強化される可能性が極めて高い、ということである。しかしたとえれば、BC州のBCCTのようにOCTを廃止し、その機能をそもそもあった教育省に戻せばよい。しかし、現時点ではそうした意図は政府には見られない。なぜか。ここで、上述のグラスフォード(Glassford, 2005)の指摘が再び想起される。即ち、前PC政権によるOCT設立の真の目的は教員による自己規制組織の創設ではなく、教育予算の削減ではないか、ということである。つまり、それまでは記録文書等の維持管理や内部懲戒手続きなどにかかる費用を教育省が公費から拠出していたが、OCTの設置によりこれら業務がOCTに移管されることになるため、公費を使わずOCT会員の会費を充てることができるということである。それは、各種資格証明書の発行やOCT会員に対する不服申立てに関連する各種手続き、教員養成プログラムやAQプログラムの認可手続きなど、OCTの主なサービスを受けるために会員はその都度多額の料金を支払わなければならないことからわかる(平田, 2022)。それでも前PC政権は、教員選出委員の存在によって「教員の専門職的自己規制組織」というOCTの設立趣旨を、建前上は実現・維持させた。しかし現PC政権はこの設立趣旨を委員の完全任命化により有名無実化しつつ、教育省から移管した業務は引き続きOCTに担わせる、そしてそれは政府予算ではなく教員が納める会費や各種手続き料によって賄われる、つまりOCTの「教員の専門職的自己規制組織」としての側面には否定的であるが、他方で新保守主義の「小さな政府」路線は堅持したい、少なくとも筆者にはそのように見える。前・現に関わらずこれまでPC政権が実施してきた教育改革路線から考えると、そう判断せざるを得ない。

おわりに

以上、1994年以降2021年末までのオンタリオ州における教育改革の変遷とOCT評議会改革のあり様について見てきた。最後に指摘しておきたいのは、現政権の方が急進的には見えるものの、前PC政権と現PC政権は、約四半世紀の時間の流れにも関わらず、教育改革として行っていることの本質は全く同じということである。前PC政権では、ラーセン(Larsen, 2009; 平田, 2012)が指摘するように、教員や教員組合を悪者扱いしスケープゴート化することによって世論の支持を得ようという選挙戦略を

用いていた。それはラーセンによれば「危機をでっちあげる (invent a crisis)」ことによってその責任を教員に転嫁するものであり、ケネディによればそれによって教員から世論を引き離す「古い政治的分断 (old politics of division)」(OME, 2004 ; 平田, 2013) を狙っていた、ということである。現 PC 政権はそれと同じことをしているように見える。例えば、地元紙トロント・スター (Toronto Star) によると、フォード州首相はコロナ禍の中の教員組合を「このパンデミックの間中、みんなが融通を利かせ、みんなが何とかやっている、たとえ政治的立場が違っても。なぜ教員組合は変わらないのか？教員組合は相も変わらず攻撃したがつている。なぜ問題の一部になるのではなく解決策の一部になろうとしないのか？」(Rushowy, 2020, p. A2; Maharaj & Bascia, 2021, p. 34) と批判している。筆者が 2019 年 9 月にオンタリオ州を訪問した際に、教員のストライキがメディアで取り沙汰されていたが、「一体何が起こっているのか」と複数の教育学者に尋ねたところ、異口同音に「ダグ・フォードは、マイク・ハリスと同じことをしている」という声が聞かれたのも頷ける。他方でレビン (Levin, 2008) やキャンベル他 (Campbell et al., 2017) は、自由党政権による教育改革は非常に良好な結果を残していたことを指摘している。結果として教職の人気の高まり、離職率の低下や供給過剰によって正規採用が狭き門となり、非常勤講師 (occasional teachers) が増加し (Brock & Ryan, 2016), あるいはボランティアとして教職に関わる教員免許取得者も出てきている。それはそれで別の問題を引き起こしてはいるが、教員への管理統制を強めた結果教員不足に陥った前 PC 政権との大きな違いであり、自由党政権になって教職が魅力ある職業となったことは事実であろう (Mindzak, 2020)。しかし、筆者が 2021 年 12 月にオンタリオ州のある教員組合から得た情報によると、現 PC 政権下の過去 2 年間でオンタリオ州の教育政策は様変わりし、コロナ禍の影響とも相俟って教職を離れる者が増加しており、結果として「教員余り」から再び「教員不足」の兆しが見えてきているという⁸。

また、GSI 報告書 (GSI, 2018) は、その冒頭でいきなり OCT の教員代表性を批判し、評議会を「政治化している」と批判している。しかし GSI が実施した調査の質問事項には、殊更に教員の利益と一般の利益が対立するかのような表現が多く使われており、この調査自体が「政治化」されているのではないかという疑念が生じる。「政治化」というのであれば、むしろ現 PC 政権による OCT ガバナンス改革や、前・現問わず PC 政権が試みてきた教育改革こそが教育を「政治化」、もっと言えば「政治利用」しているのではないだろうか。PC は政治思想的に「小さな政府」を明確に志向している。そして、あくまでも推測ではあるが、前 PC 政権が引き起こし、現 PC 政権も引き起こしつつある教員不足問題が結果として人件費削減という政治目的に適っているとすれば、そしてそれこそが真の狙いであるとすれば、まさに教育の政治利用であるとは言えないだろうか。

1995 年に始まった前 PC 政権の教員への管理統制強化を志向した改革は、2003 年の自由党への政権交代により 2 期 8 年で幕を閉じた。その後自由党政権が約 15 年続いた後に誕生した現 PC 政権は、本格的な OCT ガバナンス改革を実施している。本稿では検討の対象外としたが、2021 年 12 月に行われた OCT 法改定では、4 条(2)で評議会委員数が教員委員・非教員委員共に 6 名とされ、本稿で言及した人数よりさらに減少している。そのような中で 2022 年 6 月に実施された州議会選挙において現 PC 政権は勝利し、改革は継続されることになった。2022 年 8 月時点で OCT のウェブサイトを見てみると、新たな 12 名の評議会委員が任命されている⁹。今後政府や OCT がどのような改革施策を実行に移していくのか、注視する必要がある。その検討は、別稿を期すこととする。

⁸ 2021 年 12 月中旬に、E メールによる筆者からの質問に対して寄せられた回答である。研究倫理上の配慮により、組合名および個人名には言及しない。

⁹ <https://www.oct.ca/about-the-college/council/council-members> (2022 年 8 月 22 日採取)。

【参考文献】

- ・ Brock, A. & Ryan, T. G. (2016). Exploring the gap between teacher certification and permanent employment in Ontario: An integrative literature review. *Canadian Journal of Educational Administration and Policy*, (175) 1-28, Retrieved November 3, 2021, from the World Wide Web: <https://journalhosting.ucalgary.ca/index.php/cjeap/issue/view/2805>.
- ・ Campbell, C. et al. (2017). *Empowered educators in Canada*. San Francisco: CA, Jossey-Bass.
- ・ CBC. (2020). *Ontario public high school teachers announce another 1-day strike*. CBC News. Retrieved October 15, 2021, from the World Wide Web: <https://www.cbc.ca/news/canada/toronto/osstf-one-day-strike-january-8-wednesday-1.5414349>.
- ・ Glassford, L. A. (2005). A triumph of politics over pedagogy?: The case of the Ontario Teacher Qualifying Test, 2000-2005. *Canadian Journal of Educational Administration and Policy*, (45) 1-21, Retrieved October 11, 2021, from the World Wide Web: <https://journalhosting.ucalgary.ca/index.php/cjeap/issue/view/2949>.
- ・ Grant, L. (1998). The teacher as a professional: An update from the College of Teachers. *Orbit*, 29 (2), 4-5.
- ・ GSI. (2018). *Ontario College of Teachers Governance Review Report*. Retrieved October 17, 2021, from the World Wide Web: <https://www.oct.ca/-/media/PDF/Governance%20Review%20Report/Governance%20Review%20Report.pdf>.
- ・ 平田淳 (2012) 「カナダ・オンタリオ州における教員管理政策の変容」大坪正一・平田淳・福島裕敏編『学校・教員と地域社会』東信堂, 55-84頁。
- ・ 平田淳 (2013) 「オンタリオ州における教員資格試験及び教員免許更新製の制度化と廃止に関する一考察」『カナダ教育研究』No. 11, 17-32頁。
- ・ 平田淳 (2020a) 「カナダ・オンタリオ州における教員給与制度に関する一考察」『佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要』第4巻, 40-63頁。
- ・ 平田淳 (2020b) 「カナダ・オンタリオ州における『教員追加資格 (Additional Qualification: AQ)』に関する一考察」『佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要』第4巻, 64-87頁。
- ・ 平田淳 (2020c) 『カナダの「開かれた」学校づくりと教育行政』東信堂。
- ・ 平田淳 (2022) 「カナダ・オンタリオ州教員協会の組織構造と活動に関する一考察」『佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要』第6巻, 24-44頁。
- ・ 平田淳・成島美弥・坂本光代 (2003) 「『子どもを第一に考えよう』とオンタリオ州の新保守主義的教育改革」小林順子他編『21世紀にはばたくカナダの教育』カナダの教育2, 東信堂, 63-92頁。
- ・ Kennedy, G. (2004). *Revitalizing the Ontario College of Teachers*. Third in a series of mini-discussion papers prepared for the Education Partnership Table to permit wide input to the direction of education in Ontario. Retrieved July 30, 2011, from the World Wide Web: <http://www.edu.gov.on.ca/eng/document/nr/04.03/revitalizing.pdf>. (現在はアクセス不能)
- ・ Larsen, M. A. (2009). Stressful, hectic, daunting: A critical policy study of the Ontario Teacher Performance Appraisal System. *Canadian Journal of Educational Administration and Policy*, (95), 1-44, Retrieved October 22, 2021, from the World Wide Web: <https://journalhosting.ucalgary.ca/index.php/cjeap/issue/view/2892>.
- ・ Levin, B. (2008). *How to change 5000 schools: A practical and positive approach for leading change at every level*. Cambridge, MA: Harvard Education Press.
- ・ Maharaj, S. & Bascia, N. (2021). Teachers' organizations and educational reform: Resistance and Beyond.

- Canadian Journal of Educational Administration and Policy*, (196) 34-48, Retrieved November 5, 2021, from the World Wide Web: <https://journalhosting.ucalgary.ca/index.php/cjeap/issue/view/5266>.
- Mindzak, M. (2020). The teacher-volunteer in Ontario. *Canadian Journal of Educational Administration and Policy*, (194) 2-15, Retrieved November 3, 2021, from the World Wide Web: <https://journalhosting.ucalgary.ca/index.php/cjeap/issue/view/5223>.
 - 森本洋介 (2019) 「カナダ・オンタリオ州における教員資格管理団体 (OCT) と教員養成課程改革との関係についての考察」『弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻 (教職大学院) 年報』創刊号, 23-34 頁。
 - OCT. (2002). *2002 Annual Report: It begins here*. OCT, Retrieved September 29, 2021, from the World Wide Web: <https://www.oct.ca/~media/750D060A17F1449EA7BC58BC0375C98C.ashx>.
 - OCT. (2017). *2017 Annual Report*. OCT. Retrieved September 29, 2021, from the World Wide Web: https://www.oct.ca/~media/pdfs/annualreport/Full_2017_Annual_Report_for%20MoE_EN_web.pdf.
 - OCT. (2018). *2018 Annual Report*. OCT. Retrieved October 17, 2021, from the World Wide Web: https://www.oct.ca/~media/PDF/Annual%20Report%202018/2018AnnualReport_complete_EN_web.pdf.
 - OCT. (2020). *2020 Annual Report: Setting the standards for great teaching*. OCT, Retrieved September 29, 2021, from the World Wide Web: <https://www.oct.ca/~media/PDF/Annual%20Reports/2020/2020%20AR%20EN%20Publish.pdf>
 - OCT. (2020b). Council election call 2021. *Professionally Speaking*, September 2020, 44-57, Retrieved October 15, 2021, from the World Wide Web: https://www.oct.ca/publications/professionally_speaking/2020-09/September-2020-EN.pdf.
 - OME. (2004). *McGuinty government delivers more respect for teachers: Legislation to end “teacher testing” passes*. Retrieved January 19, 2006, from the World Wide Web: <http://www.edu.gov.on.ca/eng/document/nr/04.12/1215html>. (現在はアクセス不能)
 - 大山耕輔 (2010) 『公共ガバナンス』 ミネルヴァ書房。
 - RCL. (1994). *For the love of learning*. Queen’s Printer for Ontario, Retrieved September 26, 2021, from the World Wide Web: https://qspace.library.queensu.ca/jspui/bitstream/handle/1974/6880/rcol_full_version.pdf?sequence=6&isAllowed=y.
 - Rushowy, K. (2020). Province wants flexibility from unions. *Toronto Star*, August 18.
 - Steffenhagen, J. (2012). B.C. College of Teachers is no more. *Vancouver Sun*, January 9, 2012, Retrieved October 12, 2021, from the World Wide Web: <https://vancouversun.com/news/staff-blogs/b-c-college-of-teachers-is-no-more>.
 - Sattler, P. (2012). Education governance reform in Ontario: Neoliberalism in context. *Canadian Journal of Educational Administration and Policy*, (128) 1-28, Retrieved November 3, from the World Wide Web: <https://journalhosting.ucalgary.ca/index.php/cjeap/issue/view/2854>.

(2023年1月31日 受理)